

鹿児島市ひとり暮らし障害者等安心通報システム設置事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅のひとり暮らしの障害者等に対して、緊急通報装置を設置することにより、急病など緊急時における不安を解消するとともに生活の安全を確保し、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、鹿児島市とする。ただし、事業の一部を民間事業者に委託することができる。

(事業内容)

第3条 ひとり暮らし障害者等安心通報システム（以下「システム」という。）とは、ひとり暮らし障害者等が家庭内で急病、事故などの緊急事態に陥ったとき、無線発信機等を用いて前条の事業委託を受けた民間事業者（以下「事業者」という。）に通報した場合や、センサー等により事業者が通報を受信した場合に、関係機関又は警備員により、速やかに対象者の救助を行う制度をいう。

(利用対象者)

第4条 このシステムの利用対象者は、本市に住所を有するひとり暮らし障害者等で、次の各号のいずれかに該当する世帯に属するものとする。

- (1) 65歳未満のひとり暮らし重度身体障害者（身体障害者手帳1・2級）世帯
- (2) 65歳未満の重度身体障害者（身体障害者手帳1・2級）のみの世帯
- (3) 前号に準ずる世帯
- (4) その他市長が特に必要と認める世帯

(利用申請等)

第5条 このシステムを利用しようとする者は、鹿児島市ひとり暮らし障害者等安心通報システム利用申請書（様式第1）に同意書（様式第1の2）その他の必要な書類添えて市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、申請者の生活状況等を調査のうえ、利用の可否を決定し、鹿児島市ひとり暮らし障害者等安心通報システム利用決定（却下）通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(機器の設置)

第7条 市長は、前条の規定により利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）の属する世帯の住居に、次に掲げる機器の中から必要と認める機器を設置する。ただし、1世帯に設置する機器の個数は、次に掲げる機器（第5号を除く。）の種別ごとに1個までとする。

- (1) 携帯用無線発信機（ペンダント型等）
- (2) 専用通報機（無線受信機及び有線発信機）
- (3) 火災感知センサー
- (4) 見守りセンサー
- (5) その他市長が必要と認める機器

（費用負担）

第8条 利用者は、別表に定める利用負担額を事業者に支払わなければならない。利用負担額は、毎年、住民税額が確定した後に見直し、変更があったものに、鹿児島市ひとり暮らし障害者等安心通報システム利用負担額変更通知書（様式第3）により通知する。

2 鹿児島市市障害福祉に関する寡婦（寡夫）控除のみなし適用に関する運用を定める要綱の規定に基づき、みなし適用の該当が認められた者については、その認められた内容に応じて、寡婦控除、特別寡婦控除又は寡夫控除があるものとみなして、前項の住民税額の算定を行うものとする。

3 利用者は、年度の途中において住民税の課税状況等に変更が生じたときは、速やかに鹿児島市ひとり暮らし障害者等安心通報システム課税状況等変更届（様式第4）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があった場合において、利用負担額を変更するときは、第1項に規定する様式第3により利用者に通知し、当該届出があった月の翌月分の利用負担額から変更するものとする。

（管理義務等）

第9条 利用者は、設置された機器を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 利用者は、設置された機器をこの要綱の目的に反して使用し、及び第三者に譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（報告義務）

第10条 利用者は、設置された機器を毀損し、汚損し、又は滅失した場合には、直ちに市長にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

（損害の賠償）

第11条 前条に規定する場合において、設置された機器の毀損、汚損又は滅失が利用者の故意又は過失によって生じたものであると認められるときは、利用者はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

（申請内容の変更）

第12条 利用者は、申請書の内容に変更が生じたときは、鹿児島市ひとり暮らし障害者等安心通報システム利用変更届出書（様式第5）に変更事項を記載のうえ第5条の同意書その他の必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(利用辞退届)

第13条 利用者は、システムの利用を辞退しようとするときは、鹿児島市ひとり暮らし障害者等安心通報システム利用辞退届出書(様式第6)を市長に提出するものとする。

2 前項の場合において、利用者は設置された機器を市長に返還しなければならない。

(利用の取消等)

第14条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、システムの利用を取り消し、又は機器の返還を命ずることができる。

- (1) 第4条に規定する利用対象者でなくなったとき。
- (2) 長期入院又は介護保険施設、障害者支援施設その他の施設に入所したとき。
- (3) 第8条の規定により負担する費用の支払いを怠ったとき。
- (4) その他市長がシステムを利用する必要があると認めるとき。

(固定電話回線の貸与)

第15条 市長は、利用者が次の各号のいずれにも該当する世帯に属する者である場合は、システムを利用させるため、当該利用者に対し、市が保有する固定電話回線(以下「市有電話回線」という。)を貸与することができるものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯
又は市町村民税非課税世帯
- (2) 現に固定電話回線が設置されていない世帯

(貸与申請)

第16条 システムを利用しようとする者で市有電話回線の貸与を受けようとするものは、第5条の規定により申請書を提出する際に、併せて鹿児島市安心通報システム用固定電話回線貸与申請書(様式第7)を市長に提出しなければならない。

(決定通知等)

第17条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、審査の上、貸与の可否を決定し、鹿児島市安心通報システム用固定電話回線貸与決定(却下)通知書(様式第8)により申請者に通知するものとする。

(契約の締結)

第18条 前条の規定により貸与決定の通知を受けた者(以下「借受人」という。)は、本市と鹿児島市安心通報システム用固定電話回線使用貸借契約書(様式第9)により契約を締結しなければならない。

(費用の負担)

第19条 市有電話回線の設置に要する費用は、本市の負担とする。

2 市有電話回線の貸与は、無償とする。

3 回線使用料、配線使用料、機器使用料、通話料金、移転料、修繕料、休止工事費その他市有電話回線の使用に関して生じる費用(第1項の費用を除く。)は、全て借受人の負担とする。

(貸与期間)

第20条 市有電話回線の貸与期間は、第18条の契約締結の日から市長が必要と認める期間とする。

(準用規定)

第21条 第9条から第11条までの規定は、市有電話回線の貸与について準用する。この場合において、第9条、第10条及び第11条中「利用者」とあるのは「借受人」と、「機器」とあるのは「市有電話回線」と読み替えるものとする。

(移設の承認)

第22条 借受人は、貸与された市有電話回線の設置場所を変更しようとするときは、市長に、事前に鹿児島市安心通報システム用固定電話回線移設承認申請書(様式第10)を提出し、その承認を受けなければならない。

(返還の申出)

第23条 借受人は、第13条第1項の規定によりシステムの利用を辞退する場合は、鹿児島市安心通報システム用固定電話回線借受辞退届出書(様式第11)を市長に提出し、速やかに市有電話回線を返還しなければならない。

(契約の解除)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、借受人に通知することなく第18条の契約を解除することができる。

- (1) 借受人が第14条の規定によりシステムの利用を取り消されたとき。
- (2) 借受人が第15条に規定する貸与の要件に該当しなくなったとき。
- (3) 借受人が電話料金を2か月以上滞納したとき。
- (4) 借受人がこの要綱に違反したとき。
- (5) その他市長が市有電話回線を貸与する必要がないと認めるとき。

(市有電話回線の休止)

第25条 市長は、第20条の貸与期間が満了し、第23条の規定により辞退届出書が提出され、又は前条の規定により契約を解除した場合は、市有電話回線を休止するものとする。

2 前項の場合において、借受人は、当該休止に要する経費を負担しなければならない。

(事業者の業務)

第26条 事業者は、利用者に対し、次の掲げる業務を行うものとする。

- (1) 緊急事態の発生に伴う通報を受信すること。
- (2) 前号の通報を受信したときは、利用者の状況を確認の上、必要に応じて関係機関への協力要請を行うとともに、警備員を速やかに現場に派遣して、救急隊等の指示に従った措置及び緊急連絡先等への連絡を行うこと。
- (3) 緊急時以外において利用者の生活に関する簡易な相談を行うこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が委託する業務

(委任)

第27条 この要綱に定めるもののほか、システムの運用に関し必要な事項は市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(生活保護法による保護の基準の改正に伴う経過措置)

2 平成25年7月31日において生活保護受給者であった者で、同年8月1日施行の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「基準」という。）の改正に伴い生活保護を廃止されたもの（改正前の基準であれば生活保護を廃止されなかった者に限る。）については、第8条第1項の規定にかかわらず、生活保護廃止の日から当分の間、利用負担額は0円とし、第15条第1号に規定する世帯（市町村民税非課税世帯を除く。）に属する者とみなす。

付 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第15条の規定は、この要綱の施行の日以降に第6条の規定によりひとり暮らし障害者等安心通報システムの利用の決定を受けた者から適用する。

3 この要綱の施行の日前に改正前の鹿児島市ひとり暮らし障害者等安心通報システム設置事業実施要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市ひとり暮らし障害者等安心通報システム設置事業実施要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。